



富谷町社会福祉協議会 地域福祉活動推進計画

概要版

基本理念

心ふれあう

暮らしやすい

福祉のまちづくり

社会福祉法人富谷町社会福祉協議会

7

地域福祉活動推進計画とは

住民がつながり助け合える本来の地域の機能を再生していくためには、住民の中から自主的、自発的に生まれた新しい地域づくりの思いを具体化し、計画的に進めていけるような行動指針づくりが必要です。

地域福祉活動推進計画は、社会福祉協議会が中心となり住民代表やボランティア、福祉団体の方の参加を得て、住民の行動指針として策定された民間による自主的な計画です。

2

基本理念

「心ふれあう暮らしやすい福祉のまちづくり」

地域福祉活動推進計画は、平成20年度を初年度とし、10年後の平成29年度を目標達成年次としています。基本理念は、地域福祉推進の指針を明らかにしたものです。

3

基本目標・基本計画

基本理念に定められた将来像を実現する為に、必要な諸施策を体系的に明らかにしたものです。これらは、大きく4つの枠組みで構成されています。

4

実施計画

実施計画は、基本目標・基本計画の施策を受けて、短期的に実施すべき施策事業等を定めたもので、前期・中期・後期と定期的な見直しを図りながら展開していくものです。

5

計画の期間

この計画の期間は2008(平成20)年度から、2017(平成29)年度までの10年間とします。また、社会状況の変化などに応じて、3年毎に見直しを行う予定です。

2008
(平成20)

2011
(平成23)

2017
(平成29)

3年毎に見直し

基本理念

心ふれあう暮らしやすい福祉のまちづくり

助け合いの心

基本目標1 「住民参加による福祉のまちづくり」

～たすけあい福祉活動の推進～

基本計画

- (1) 広報活動の充実
- (2) 福祉教育活動の充実
- (3) 交流の場・機会づくりの推進
- (4) 地域コミュニティづくりの展開

地域ぐるみ

基本目標2 「共に支え合う福祉のまちづくり」

～地域連携・協働・ネットワークの促進～

基本計画

- (1) ボランティアセンターの充実
- (2) 災害ボランティア体制整備
- (3) 地域福祉活動の人材確保と育成
- (4) 福祉関係機関との連携及び活動支援

地域福祉事業

基本目標3 「安心して暮らせる福祉のまちづくり」

～自立生活支援のための地域福祉～

基本計画

- (1) 相談支援機能の強化
- (2) 福祉ニーズの発見と福祉サービスの充実

礎

基本目標4 「安定した地域福祉のまちづくり」

～社協の運営・組織の基礎体制整備～

基本計画

- (1) 地域福祉活動推進計画の進捗管理
- (2) 経営・財政基盤の強化
- (3) 事務局体制の整備
- (4) 事業推進体制の整備

基本目標 1

「住民参加による福祉のまちづくり」

基本計画 1 広報活動の充実



●中期実施計画●

社協だより・パンフレット等の発行

地域性を重視した住民参加型のページを設け、親しみやすい内容となるよう工夫し、多くの人に読んでもらえるように配慮します。

ホームページ活用による情報発信

より多くの福祉情報を的確に提供できるよう内容の充実に努めます。

福祉出前講座の実施

町との連携のもと、社協事業及び福祉全般に関する講座を実施します。

基本計画 2 福祉教育活動の充実



●中期実施計画●

ボランティア協力校との連携・活動支援

各小中学校への情報提供、ゲストティーチャーの派遣、活動内容の企画支援等を行います。

福祉教育事業の促進

児童や生徒を対象とした体験型学習を推進し、幅広い学習の確保に努めます。

基本計画 3 交流の場・機会づくりの推進



●中期実施計画●

高齢者交流事業の促進

高齢者が地域でいきいきと生活できるよう支援すると共に、交流事業等への周知声かけを行い、仲間づくりを推進しながら、地域のニーズ把握に努めます。

障害者交流事業の促進

障害者団体間や家族間での交流促進と仲間づくりを支援すると共に、参加者の地域のニーズ把握に努めます。

子育て支援事業の促進

地域の施設等を積極的に活用し、子育て世代への交流促進を図ります。

基本計画 4 地域コミュニティづくりの展開



●中期実施計画●

福祉関係団体等との情報交換会の実施

地域福祉活動実践者の交流機会を確保し、同じ福祉ニーズをもつ人たちが相互に連帯しあい、生活課題解決に向けた検討や行動を支援します。

小地域福祉活動(お茶のみ会・健康づくり活動等)の支援

社協としてコーディネートする役割を担いながら、地域に根ざしたコミュニティづくりの支援展開に努めます。

基本目標2

「共に支え合う福祉のまちづくり」

基本計画1 ボランティアセンターの充実



●中期実施計画●

地域住民のニーズ把握

関係機関等と連携しながら、住民の現状・課題の把握に努めます。

ボランティア登録の推進

ボランティアやNPO等の活動状況を身近に感じられるようなきっかけづくりに努め、新たなボランティア登録者の推進に努めます。

ボランティアコーディネート機能の充実

ボランティアからの各種相談や他団体への紹介、コーディネート等の支援を強化します。

ボランティアセンター情報ネットワークの構築

ホームページで活動内容の紹介やボランティア募集情報の提供、施設・団体からの受入要請の受付を行います。

基本計画2 災害ボランティア体制整備



●中期実施計画●

支え合いの実現に向けた防災意識の啓発

地域での助け合い・支えあい活動のより一層の支援に努めます。

災害ボランティアセンター体制整備の実施

住民の方々に対する啓発活動の事業を行います。

行政及び地元関連企業等との連携の推進

地元企業との連携のあり方について、情報交換を行いながら体制整備を図ります。

基本計画3 地域福祉活動の人材確保と育成



●中期実施計画●

ボランティアの育成

若い世代や団塊の世代等を対象とした講座を企画・開催しながら、新しいボランティア層の育成に努めます。

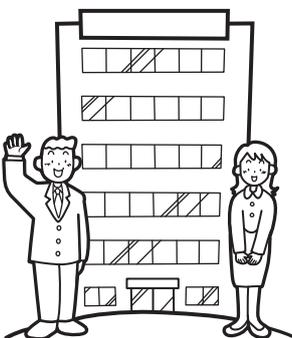
個人及びボランティア団体活動の支援

ボランティア活動が継続できるよう学習機会を提供します。

ボランティア情報交換の体制整備

ボランティア活動者間の意見交換を通じ、体制整備に努めます。

基本計画4 福祉関係機関との連携及び活動支援



●中期実施計画●

行政との連携・協力

町関係機関との連携体制を図り、社協事業に反映させるよう努めます。

各種福祉関係団体への活動支援

福祉関係団体との連携を行い、活動支援に努めます

共同募金事業との連携・協力

共同募金活動の推進を行う団体との連携を図り、歳末たすけあい募金の配分のあり方について検討を行います。

基本目標3

「安心して暮らせる福祉のまちづくり」

基本計画1 相談支援機能の強化



●中期実施計画●

生活相談事業の実施・運営強化

地域の方が安心して暮らしていく為の支援が出来るよう機能強化するよう努め、関係機関につなぐ役割を担えるよう努めます。

成年後見制度（法人後見）の実施検討

一人暮らしの高齢者や障害があっても、地域で自立した生活が行えるよう関係機関と協議を行うよう努めます。

各種資金貸付事業の実施（生活福祉資金等）

在宅福祉の増進及び生活意欲の助長促進を図り、世帯更生及び安定を図るための支援を行うよう努めます。

基本計画2 福祉ニーズの発見と福祉サービスの充実



●中期実施計画●

高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業の実施

地域の高齢者の生活の安定を図るため、新たな福祉ニーズの把握を行います。

福祉器具等貸与事業のあり方検討

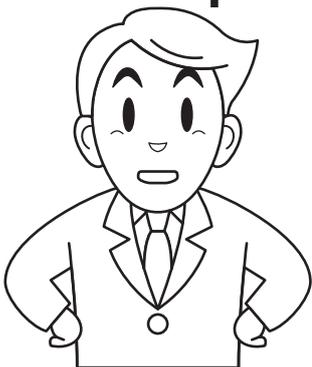
介護保険法や障害者自立支援法を踏まえ、関係団体との意見を聞きながら、必要性のある貸与事業の構築に向けて、委員会組織で協議いたします。

苦情解決第三者委員会の機能強化

苦情の受付・対応の為の体制整備を行い、利用者の方が安心して相談・サービスを受けられるようフォローアップに努めます。

『社協』ってなあに？

「社協」とは、社会福祉協議会の略称です。地域住民・社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織されています。「社協」は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規程されています。皆さんからの会費等を財源として活動している「民間の福祉団体」で、「福祉のまちづくり」を目指し、各種福祉事業に積極的に取り組んでいます。



基本目標4

「安定した地域福祉のまちづくり」

基本計画1 地域福祉活動推進計画の進捗管理



●中期実施計画●

地域福祉活動推進計画の進捗管理及び計画の弾力的な運用

地域福祉活動推進計画施行後の進捗管理を、今後の社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて弾力的な運用を行います。

基本計画2 経営・財政基盤の強化



●中期実施計画●

社会福祉協議会会員啓発活動の促進

地域福祉の必要性を分かりやすく発信するとともに、地域福祉への理解を求め、社協活動への参画を呼びかけていきます。

収益事業展開への実施に向けての検討

他社協との情報交換や意見交換を行うとともに、先進的な取り組みを行っている事例を調査・研究します。

基本計画3 事務局体制の整備



●中期実施計画●

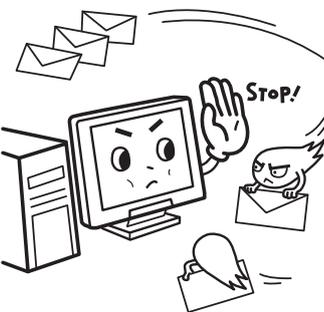
効率的運用

社協事業をより一層効率的に行う為の体制整備に努めます。

職員研修の実施

研修等への参加を積極的に行い、住民の方々へのより良いサービスに努めます。

基本計画4 事業推進体制の整備



●中期実施計画●

総合的な企画運営の推進

最近の社会福祉情勢の変化に対応した組織運営を行う為、長期的な運営方針に関する事項について推進するよう努めます。

理事会・評議員会・監事会等の機能強化

社会的責任を踏まえた上で、地域福祉の推進や法人運営のあり方等について、効果的な事業の実施を図ります。

情報の管理

個人情報保護法等の情報管理体制を遵守し、適正な社協運営を目指すよう努めます。

社会福祉法人富谷町社会福祉協議会地域福祉活動推進計画策定委員会委員名簿

NO	役職	氏名	選出基準
1	委員長	千葉芳樹	社会福祉協議会理事（富谷町社協副会長：総務運営委員長）
2	副委員長	山田吉邦	学識経験者（地域活動実践者）
3	委員	中川晴夫	社会福祉協議会理事（富谷町社協副会長：福祉事業委員長）
4	委員	佐々木国彦	社会福祉協議会評議員（町内会長）
5	委員	荒川由美子	社会福祉協議会評議員（民生委員・児童委員）
6	委員	佐々木喜衛	地域福祉活動者（前富谷町シルバー人材センター理事長）
7	委員	豊田正利	学識経験者（東北文化学園大学教授）
8	委員	北川進	社会福祉施設（宮城県社協地域福祉課地域福祉推進係長）
9	委員	馬場弘幸	社会福祉施設（ドリームライトひかりの里・代表取締役）
10	委員	笹原睦郎	町内会長（日吉台1丁目町内会）
11	委員	門間とも子	町内会長（鷹乃杜町内会）
12	委員	中川三千子	民生委員・児童委員（主任民生委員・児童委員）
13	委員	菅原俊司	行政担当職員（総務部・総務課総合防災対策監）
14	委員	安積春美	行政担当職員（福祉部・長寿福祉課長）



社会福祉法人

富谷町社会福祉協議会

富谷町ボランティアセンター

〒981-3311

宮城県黒川郡富谷町富谷字桜田1-1

（富谷町保健福祉総合支援センター内）

TEL 022-358-3981 FAX 022-358-3512

URL <http://www.tomiya-shakyo.or.jp/>

E-mail tomiya-shakyo@cap.ocn.ne.jp

発行：平成23年5月

編集：富谷町社会福祉協議会